

障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領 新旧対照表 (変更箇所のみ)

改正前	改正後
<p data-bbox="203 312 1070 347">障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領</p> <p data-bbox="161 432 383 507">平成 28 年 1 月 京都市</p> <p data-bbox="161 592 230 627">P 1</p> <p data-bbox="161 635 293 667">はじめに</p> <p data-bbox="161 676 450 708"><背景、国の動向></p> <p data-bbox="161 722 1111 804">○ 障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法（差別の禁止に係る部分）は、平成 28 年 4 月に施行されることとなりました。</p>	<p data-bbox="1180 312 2047 347">障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領</p> <p data-bbox="1135 392 1395 507"><u>令和 6 年 4 月改正</u> 平成 28 年 1 月 京都市</p> <p data-bbox="1135 592 1205 627">P 1</p> <p data-bbox="1135 635 1267 667">はじめに</p> <p data-bbox="1135 676 1424 708"><背景、国の動向></p> <p data-bbox="1135 722 2092 1046">○ 障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法（差別の禁止に係る部分）は、平成 28 年 4 月に施行され、<u>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)</u>（基本方針）や、<u>各行政機関等の対応要領及び主務大臣の対応指針等に基づく運用、障害者差別の解消に関する普及啓発、合理的配慮の提供等事例集の作成、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドラインの策定などの取組が進められてきました。</u></p> <p data-bbox="1135 1058 2092 1214">○<u>障害者差別解消法の一部改正が令和 3 年 5 月に成立、同年 6 月 4 日に公布され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化などの内容が改正され、令和 6 年 4 月 1 日施行されます。</u></p> <p data-bbox="1135 1225 2092 1342"><u>また、令和 5 年 3 月 14 日に基本方針の変更内容が通知され、変更後の基本方針も障害者差別解消法の改正と同日に施行されます。</u></p>

<京都市の姿勢>

○ 一方、本市においては、平成 22 年 12 月に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン」(京都市基本計画)に「障害のあるひともないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」ことを掲げ、このような方針の下で「支えあうまち・京都ほほえみプラン」(平成 25 年 3 月)に基づき具体的な障害者施策を進めているところです。

P 2

1 この対応要領の主旨

(1) 策定理由及び対象範囲(障害者差別解消法の規定と本市の考え方)

<法の規定>

区 分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	法的義務	法的義務
事業者		努力義務

P 4

<この対応要領の対象となる局区等及び地方独立行政法人>

局区等	京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局(環境政策局、行財政局、総合企画局、文化市民
-----	--

<京都市の姿勢>

○ 一方、本市においては、平成 22 年 12 月に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン」(京都市基本計画)に「障害のあるひともないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」ことを掲げ、このような方針の下で「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に基づき具体的な障害者施策を進めているところです。

P 3

1 この対応要領の主旨

(1) 策定理由及び対象範囲(障害者差別解消法の規定と本市の考え方)

<法の規定>

不当な差別的取扱いの禁止	正当な理由なく、障害を理由として障害のある人の権利利益を侵害することを禁止。
合理的配慮の提供	障害のある人から配慮に係る意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲において、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

P 5

<この対応要領の対象となる局区等及び地方独立行政法人>

局区等	京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局(環境政策局、行財政局、総合企画局、文化市民
-----	--

	局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局、建設局)、会計室、区役所、区役所支所、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会事務局
地方独立行政法人	京都市立病院機構、京都市立芸術大学、京都市産業技術研究所

P 8

**2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮
(2) 不当な差別的取扱いの禁止
ア 基本的な考え方**

- ◇ これは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、提供に当たって場所・時間帯などを制限し、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止するものです。

P 9

イ 正当な理由の判断の視点

- ◇ 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとし、ます。

	局、産業観光局、保健福祉局、 <u>子ども若者はぐくみ局</u> 、都市計画局、建設局)、会計室、区役所、区役所支所、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会事務局
地方独立行政法人	京都市立病院機構、京都市立芸術大学、京都市産業技術研究所

P 9

**2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮
(2) 不当な差別的取扱いの禁止
ア 基本的な考え方**

- ◇ これは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、提供に当たって場所・時間帯などを制限し、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止するものです。
なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当します。

P 10

イ 正当な理由の判断の視点

- ◇ 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めるものとし、そ

の際、双方がお互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められます。

◇ 正当な理由があり、不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、「合理的配慮の提供」を求められる場合には別途の対応が必要であることに留意します。

P 1 0

(3) 合理的配慮の提供

ア 基本的な考え方

(状況に応じた対応等)

- ・ 当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされるものであること。
- ・ 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること。
- ・ 障害の状態等が変化することもあること。
- ・ 障害者の性別、年齢、状態等に配慮する必要があること。

(意思の表明)

- ・ 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられること。
- ・ 知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合（障害の特性により本意が伝わりにくい場

P 1 1

(3) 合理的配慮の提供

ア 基本的な考え方

(状況に応じた対応等)

- ・ 当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされる必要があること。
- ・ 合理的配慮の内容は、「環境の整備に係る状況」や技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること。
- ・ 障害の状態等が変化することもあること。
- ・ 障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する必要があること。

(意思の表明)

- ・ 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられること。その際には、社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることが望ましいこと。
- ・ 知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合（障害の特性により本意が伝わりにくい場

合もある。)には、障害者の家族、介助者等が本人を補助して行う意思の表明も含むこと。

(環境の整備との関係)

- ・ 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なること。
- ・ 多数の障害者に共通する社会的障壁が存在する場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、個別的な対応（合理的配慮）をその都度するのではなく、環境の整備を考慮に入れることが重要であること。

P 1 1

<補足>

- 「合理的配慮」と「環境の整備」は密接な関係にあります。合理的配慮が個別的な対応であるのに対し、環境の整備は不特定多数の障害者を主な対象とする事前的な改善措置です。
同様の合理的配慮を必要とするケースが多数又は継続的に見込まれる場合は、そのための環境の整備を進めることで、合理的配慮に要する人的負担・コストの軽減や合理的配慮の質の向上が期待されます。個別の対応では負担が過重となるために実現できなかった社会的障壁の除去も、環境の整備を進めることで実現できることがあります。

合もある。)には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含むこと。

(環境の整備との関係)

- ・ 環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置であることから、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なること。

(削除)

P 1 2

<補足>

- 「合理的配慮」と「環境の整備」は密接な関係にあります。合理的配慮が個別的な対応であるのに対し、環境の整備は不特定多数の障害者を主な対象とする事前的な改善措置です。
多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点からは、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効です。
また環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合においても、その都度の合理的配慮の提供が不要になるという点で、中・長期的なコストの削減・効率化にも資することになります。

(新設)

<地方公営企業等>

- 交通局、上下水道局及び京都市立病院機構（地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人）においては、法により合理的配慮の提供が努力義務とされていますが、負担が過重でない限り、必要な配慮をすべきであることは、他の局区等と同様です。

P 1 2

イ 過重な負担の考え方

- ◇ 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとしします。

P 1 4

3 環境の整備

(1) 法の趣旨

- ◇ 環境の整備は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置であり、例えば、次のようなものがあります。
 - ・ 公共施設や交通機関におけるバリアフリー化
 - ・ 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・人的支援
 - ・ 円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ

- 建設的対話を一方的に拒むことは、合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です。

(削除)

P 1 3

イ 過重な負担の考え方

- ◇ 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとしします。その際には、双方がお互いの立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められます。

P 1 5

3 環境の整備

(1) 法の趣旨

- ◇ 環境の整備は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置であり、例えば、次のようなものがあります。
 - ・ 施設や設備のバリアフリー化
 - ・ 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・人的支援
 - ・ 円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ

ィ（情報サービスのアクセスのしやすさ・使いやすさ）の向上
◇ 環境の整備には、ハード面だけでなく、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれます。

（新設）

P 1 6

4 相談等の体制、取組の推進体制

(1) 相談等の体制

ア 相談の対象

◇ 本市では、上記の相談のうち、原則として本市の所管する事務事業に関する相談を受けるものとします。

（新設）

○ なお、本市の事務事業に関わらない事業者の対応などに関する相談については、既に京都府が条例による体制を整備しており、府の相談窓口となる広域専門相談員（障害者支援課）につなげることが基本となります。

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html>

ィ（情報サービスのアクセスのしやすさ・使いやすさ）の向上
◇ 環境の整備には、ハード面だけでなく、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれます。

<補足>

○ 障害を理由とする差別の解消のための取組は、バリアフリー法等不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づく環境の整備に係る施策や取組を着実に進め、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要です。

P 1 7

4 相談等の体制、取組の推進体制

(1) 相談等の体制

ア 相談の対象

◇ 各局区等では、上記の相談のうち、原則として本市の所管する事務事業に関する相談を受けるものとします。なお、本市所管の事務事業以外の市内事業者の対応に関する相談や、市外を含む事業者の対応に関する本市民からの相談については、障害保健福祉推進室で受けることとします。

<補足>

○ 相談対応等に際しては、まず相談者にとって一番身近な市町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められています。

○ 本市の事務事業に関わらない事業者の対応などに関する相談は、障害保健福祉推進室で相談を受け、必要に応じて京都府（相談窓口となる広域専門相談員）や他の地方公共団体と連携して対応します。

（アドレスは欄外に移動）

<欄外>

府及び事業者による障害を理由とする不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定（市への義務付けはない）。

P 1 8

<対応時の留意事項>

○ 調整が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- ・ 事業者による不当な差別的取扱い（不利益取扱い）については、府の条例に基づく調整機関「京都府障害者相談等調整委員会」（16ページ脚注参照）が設置されていること。

P 2 0

<補足>

○ 障害保健福祉推進室の役割は、次のようなものです。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策・取組の企画推進（関係部署との連携による啓発事業や職員研修等の推進も含む。）
- ・ 庁内の取組の把握・管理，連携・サポート
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する情報の収集及び提供
- ・ 関係する審議会，協議会，団体等との連絡調整
- ・ 相談者が所管課等に相談しにくい場合の相談窓口
- ・ 調整の困難な相談事案について各局区等のサポート など

<欄外>

府及び事業者による障害を理由とする不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定。

P 1 9

<対応時の留意事項>

○ 調整が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- ・ 事業者による不当な差別的取扱い（不利益取扱い）、合理的配慮の不提供については、府の条例に基づく調整機関「京都府障害者相談等調整委員会」（17ページ脚注参照）が設置されていること。

P 2 1

<補足>

○ 障害保健福祉推進室の役割は、次のようなものです。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策・取組の企画推進（関係部署との連携による啓発事業や職員研修等の推進も含む。）
- ・ 庁内の取組の把握・管理，連携・サポート
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する情報の収集及び提供
- ・ 関係する審議会，協議会，団体等との連絡調整
- ・ 相談者が所管課等に相談しにくい場合の相談窓口
- ・ 調整の困難な相談事案について各局区等のサポート_____
- ・ 本市所管の事務事業以外の市内事業者の対応に関する相談や、市外を含む事業者の対応に関する本市民からの相談窓口 など

P 2 1

(3) フロー図

ア 相談等の体制

上記以外の相談は適切な機関につなぐ。

(例)

- ・ 民間事業者の対応等に関する相談
→ 京都府の広域相談専門員（障害者支援課）
- ・ 人権全般に関する相談
→ 人権擁護委員（京都地方法務局）

相談・調整

相談者が所管課等に相談しにくい場合

障害保健福祉推進室

①相談者が所管課等に相談しにくい場合は、相談窓口となり、必要な調整

※ 民間事業者の対応等に関する相談についても受けることとし、本市との関わりや調整の可否等を丁寧に確認したうえで、府と連携して対応する。

P 2 6

5 職員の研修・啓発

<組織及び職員の基本姿勢>

局 区 等	部 署 名
行財政局	人材育成推進室
消防局	消防学校（教養課）

P 2 2

(3) フロー図

ア 相談等の体制

上記以外の相談は、丁寧に聞き取りをした上で、適切な機関につなぐ。

(例)

- ・ 民間事業者の対応等に関する相談
→ 障害保健福祉推進室
- ・ 人権全般に関する相談
→ 人権擁護委員（京都地方法務局）

相談・調整

相談者が所管課等に相談しにくい場合又は相談窓口が分かりにくい場合

障害保健福祉推進室

①相談者が所管課等に相談しにくい場合又は相談窓口が分かりにくい場合は、相談窓口となり、必要な調整

※ 民間事業者の対応等に関する相談についても受けることとし、本市との関わりや調整の可否等を丁寧に確認したうえで、必要に応じて府や他の地方公共団体と連携して対応する。

P 2 7

5 職員の研修・啓発

<組織及び職員の基本姿勢>

局 区 等	部 署 名
行財政局	人事課
消防局	消防学校（教育管理課）

交通局	企画総務部研修所
上下水道局	総務部職員課
教育委員会 事務局	総務部総務課、総合教育センター（研修課）

P 2 8

6 見直し等

<補足>

- 法施行後3年を経過した時点で、法の施行状況に係る検討と併せて、政府の基本方針についても所要の検討を行うものとされています。

この対応要領は、これに伴うものはもちろん、必要に応じて見直し・充実を図るものとします。

交通局	企画総務部研修所
上下水道局	総務部職員課
教育委員会 事務局	総務部総務課、総合教育センター（研修課）

P 2 9

6 見直し等

<補足>

(削除)